

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和4年度第3回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年1月11日(水) 午後1時30分から午後2時12分
開 催 場 所	清須市役所(南館)3階 第3会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度清須市国民健康保険税の改正について (2) 今後の国民健康保険制度改正予定について 3 閉会
会 議 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 配席図 3 資料1 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度清須市国民健康保険税の改正について ・今後の国民健康保険制度改正予定について 4 答申書(案)
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0名
出 席 委 員	公益代表：河野委員、岡田委員、水野委員 保険医等代表：前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表：山田委員、佐藤委員、後藤委員
欠 席 委 員	なし
事 務 局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長 三輪保険年金課長、岡田国民健康保険課長補佐

会議の経過《意見の要旨》

● 事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和4年度第3回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます、保険年金課の岡田でございます。

最初に資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしてあります配布資料一覧の「1」から「5」まででございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

次に委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、全委員の方に出席いただいております。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

また、本運営協議会は清須市情報公開条例で非公開の取り扱いをしておりますので、会議及び会議録について公開とさせていただきます。本日は、傍聴者はお見えになりません。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開催にあたりまして、河野会長よりご挨拶をお願いします。

●河野会長

河野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、清須市国民健康保険運営協議会に、出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題としましては、前回第2回で諮問をいただきました「国民健康保険税の改正について」の件について、今までの協議事項を踏まえ、答申書を取りまとめるため、ご審議いただく事となります。

よろしくご意見賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

●事務局

ありがとうございました。続きまして、次第3「議事」を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。それでは、河野(こうの)会長よろしくお願いいたします。

●河野会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、宮田委員、後藤委員を指名します。なお、議事録については、事務局で作成をお願いいたします。ただ今から、議事に入らせていただきます。

議事(1)「令和5年度清須市国民健康保険税の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

保険年金課の三輪です。議事（1）「令和5年度清須市国民健康保険税の改正について」説明いたします。（資料1）をご覧ください。

愛知県より提示された令和5年度の標準保険税率は、県全体の医療費の増加等により、これまでに無い上げ幅の提示でありました。従来計画では、6年間で段階的に税率改正を実施し、令和5年度には標準保険税率と同率とする計画でありましたが、被保険者には急激な負担増となることから、これまでの世帯あたり及び1人あたりの税増加額を鑑み、令和5年度の標準保険税率との差を1/3詰める諮問を受けました。

当初の計画が変更になったことにより、今後、標準保険税率との差をどのように解消していくかというところですが、令和6年度以降は、原則令和5年度の標準保険税率の水準に近づけるよう段階的に税率改正を行い、差分を解消していくものとします。市の取り組みとして、税負担の公平性を保つため収納率の向上に取り組み、税収入の確保に努めるとともに、効果的な保健事業を事業課と連携し進め、医療費抑制に努めていきたいと考えます。

この諮問を受けた税率改正については、今回の会議でいただいた意見とともに答申書としてまとめ、次回の会議において市長に答申をする予定です。参考として答申書（案）を資料として付けております。1、医療費給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の税率・税額について、こちらにつきましては前回の会議の中で示させていただきました1/3税率の差を縮めるというものになります。

2、付帯意見の波線部分については、急激な負担増とならないこと、税収の確保、疾病予防や後発医薬品（ジェネリック）の利用を始めとした医療費の抑制などを入れさせていただきました。

（議事1）の説明については以上となります。

●議長：河野会長

事務局からの説明がおわりました。この内容についてご質問等ございましたら、挙手していただき、ご発言をお願いします。

●河野委員（会長）

何かございませんでしょうか。

一つ私から質問させていただきますがよろしいですか。

●事務局

はい

●河野委員（会長）

前回の資料にもありましたが、医療費削減の対策としてジェネリック医薬品の使用を広く周知するとありますが、現在どのくらいの方が使用しているのでしょうか。

●事務局

ジェネリックの利用について、対象としましては25歳以上の方を対象にですが、利用していない方に対して後発医薬品差額通知というものを発送しております。ほとんどの方が利用しており概ね97%の方が利用されており、3%の方が利

用されていないと言うことになります。

●河野委員（会長）

ほとんどの方が利用されているという事ですね。

●事務局

はい、そういう事です。

●宮田委員

薬剤師という立場でお話させていただきますが、今、薬品の仕入れ状況が悪くなっております。コロナの影響もありますが、報道でも出ておりますが、大手の医薬品メーカーで不祥事等があり、供給不足となっている事から、ジェネリックを希望されてもお出しすることが非常に困難な状況となっております。

ジェネリックを使用されていない方が数%みえるという事ですが、ジェネリックがない薬品もございます。

患者さんには問診で、先発薬品か後発薬品かを伺っておりますが、最近では薬品メーカーの不祥事等もあって、20～30%の方が先発薬品を選ばれているのが現状です。ただ、ジェネリックしかない薬品もありますので、ご理解をいただいております。

不祥事等でジェネリックに対する不信感ありますが、現実的には、まだまだジェネリック薬品を推奨する余地はあると思います。

ただ、不信感がありますので、安全ですという説明はさせていただいておりますが中々ご理解していただけない場合もあります。

今、薬品メーカーで、先発薬品と同じ成分、同じラインで製造するオーソライズド・ジェネリックというのがありますが、先発薬品と全く同じもので、二重価格で名前だけかえて出しているものがあります。それでも嫌がる方はみえますので、現場ではそのような現状となっております。難しい状況です。

●河野会長

ありがとうございました。

●岡田委員

新しい委員さんも見えますので、今までの過去の経緯を改めて確認させていただきますが、国民健康保険は元々市町村が保険者となり運営してきたが、平成30年4月から県が主体となり財政を管理し、運営はそのまま市町村が行い統括監督をしている。財政については、県が国保の事業に必要な費用を市町村ごとに事業費納付金として請求をし、各市町村は、国保の加入者から国保税を徴収し、事業費納付金を納めている。県は市町村に医療費等に必要な費用を交付金として支払っている。市町村は事業費納付金を支払うため、県から提示される標準保険税率を参考に必要な額を確保するための税率を決めている。しかし、県が提示する標準保険税率をそのまま本市の税率に適用しますと税額が急激に上がり、加入者に急激な負担を強いる事となるので、本市では平成30年度から令和5年度までの6ヶ年かけ、毎年税率を改正して少しずつ標準保険税率に近づけていくという事で、国保の運営協議会

で決定してきた事であります。

今日の説明で、6年度以降の説明が先ほどありましたが、令和6年度以降については、原則令和5年度の標準保険税率の水準に近づけるよう段階的に税率改正を行い、差分を解消していくと今日説明がございました。その中で、今回の答申の附帯意見について、付け加えて欲しい事がございまして、法定軽減、国保の税の軽減をより多く適用出来るよう、未申告者の解消をする為の文を入れていただきたいと思います。

それから、特定健診について、現在の受診率は40%くらいと伺っておりますが、国は60%に近づけると聞いておりますが、受診率を上げるために、本市としては、どのような取り組みを行っていくのか具体的にあれば伺いたい。

●事務局

経緯につきましては、その通りでございます。

特定健診については、以前は集団と個別検診を行ってございましたが、コロナの影響により、この2年は集団検診が出来なくなってしまったので、個別検診のみで対応した結果、若干受診率が下がったという経緯があります。

今後は集団検診も活用して進めていくという方向で健康推進課と協議しております。

●岡田委員

確認ですが、国民健康保険税は、医療分、後期支援分、介護分の3つで構成されておりますね、その中で、所得割、均等割、平等割があり、資産割はなくなりました。今は、3つの方式で課税されている。附帯意見で法定軽減をより多く適用出来るように、未申告者の解消の話をしました。国保税の軽減額は、均等割と平等割に対する軽減額ですね、間違いありませんね。

●事務局

はい

●岡田委員

その中で、7割、5割、2割軽減がありますが、未申告者の軽減もあるかと思いますが、それを含めて、附帯意見に加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。未申告者はいますね、税金を確保するためにも法定軽減の適用を加えていただきたいと思います。案でございますが。

●事務局

今、質問ございました軽減について、この後説明する予定でございましたが、税金確保の一つの方法として未申告の人には申告していただいて正しい税の判定をする、そこから収入に応じて軽減判定を必要だと考えております。附帯意見に取り入れさせていただいて、字句のほう考えさせていただきたいのでお願いいたします。

●岡田委員

未申告者はどれくらいみえますか。

●事務局

市民環境部長の石田です。

未申告者については、令和2年度になります。447世帯、839人、令和3年度につきましては、514世帯、942人の方がいらっしゃいます。未申告世帯解消の取り組みを、もちろんやっております。毎年8月に税務課にて、確定申告未申告者に対し、申告勧奨通知を送付していることと、国民健康保険税本算定前に税務課において、別世帯における年金少額者など扶養の紐付け作業を行っている。

保険税に関するお尋ねや、支給申請時に世帯に未申告者がいる場合は随時、税の申告勧奨といった取り組みを毎年行っています。未申告者に対してはしっかり対応していきたいと思っております。

●岡田委員

今のお話を含めて、附帯意見に入れさせていただくということによろしいですか。

●事務局

そのように精査させていただきます。

●岡田委員

よろしく申し上げます。

●水野委員

附帯意見の中に、この文章をみると、書いてある気がするんだけど、これではだめですか。

収納対策を最大限強化していくと書いてあるので、これ以外に何か特別な文言を入れる事によって、答申する内容は変わるのですか、この附帯意見は誰に言っているのと、市に回答する率に対して、附帯意見として付いているんでしょ。大枠で述べておけば良いと思うんだけどだめなの。

●岡田委員

私もそう思ったが、どうしても気になる、7割・5割・2割軽減の割合が47.7%の方と約半分の方が軽減対象となっている、それを含めて、そう思ったが、文章として水野委員がおっしゃるように、そこまで必要があるかと言われると、疑問にも感じたが、意見として出させてもらった。

●水野委員

この運営委員会としての附帯意見がね、一般の加入者に伝わっているなら良いが、これは市長に対しての答申の附帯意見だから大枠で出しておけば良いと思うが。

●事務局

内容としては、水野委員の言うとおりであって、答申については、総体的な部分

で申しておりますので、収納対策の中に未申告者が含まれると言えれば含まれると、ただせっかくご意見いただきましたので、例えば、言葉に枕詞をいれて収納対策とするのか、このままでいくのか、皆さんのご意見はどうでしょうか
みなさんご意見があれば伺いたいと思います。

●水野委員

岡田委員の附帯意見を聞いて、不足であると感じられたら、発言され、そういう意見を取り入れて、事務局で取りまとめ、次回正式な答申をしていくので、内容を精査し附帯意見を変えていただいても構わないですよ。

●事務局

ありがとうございます。では、事務局のほうで精査させていただき、大変恐縮ですが次回答申していきますので、精査したものについては、例えば会長に一任、という形でご承認いただければ幸いです。それで次回、答申という形にしていくことでよろしいでしょうか。

●水野委員

良いです。

●議長：河野会長

他によろしいでしょうか。

次に、(2)今後の国民健康保険制度改正予定について事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

議事(2)「今後の国民健康保険制度改正について」説明いたします。

来年度4月から制度改正が予定されていることについて3点報告いたします。(資料1)の2、「今後の国民健康保険制度改正予定について」をご覧ください。

まず1点目「(1)出産育児一時金の改正について」です。

現在、出産に係る経済的負担を軽減するため、被保険者が出産した時は、保険給付として、出産育児一時金を40万8千円支給していますが、今般、国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、現行の40万8千円から48万8千円に引き上げることとなりました。これにより、産科医療保障制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、図の通りとなります。

次に「(2)令和5年度からの国民健康保険税軽減判定について」です。所得の低い世帯に対する負担の軽減策として7割、5割、2割の軽減がありますが、軽減を判定する基準所得を算出する計算式が変更となり基準額が引き上げとなります。対象となるのは5割及び2割の軽減で加入者数に応じて掛ける金額が5割軽減が28万5千円から29万円に、2割軽減が52万円から53万5千円に変更となります。7割軽減の計算式に変更はありません。

この改正で軽減判定の基準額は中段の表の通りとなります。また、参考として令和4年度の軽減状況について表にまとめております。被保険者の半数近くの世帯がこの軽減措置を受けている状況です。

最後に「(3) 国民健康保険税賦課限度額の見直しについて」です。これは、保険税の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額が見直されます。表にお示ししたとおり、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額が2万円引き上げられ22万円となります。この引き上げは、国保被保険者の所得が十分伸びない状況で、税率の引き上げだけで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者の負担は変わらず中間所得層を中心に負担を求めることとなります。高所得層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得層の負担上昇をできる限り緩和することを目的としています。

以上、3点の改正については3月の市議会に条例改正案を提出し、議決ののち、令和5年4月1日から施行予定としています。

「(議事2) 今後の国民健康保険制度改正予定について」の説明は以上です。

●議長：河野会長

事務局からの説明がおわりました。この内容についてご質問等ございましたら、挙手していただき、ご発言をお願いします。

●議長：河野会長

他によろしいでしょうか。

それでは、今までの協議会において委員の皆様よりいただきましたご意見等を答申書に付帯意見として付記することについてまとめさせていただきます。

内容等については会長である私に一任していただき、次回、答申をいたしたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

異議なしの声

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

●事務局（司会：岡田）

次回の会議は、令和5年1月16日月曜日、13時30分～となります。場所は、今回と同じ南館の3階、第3会議室となりますので、よろしくお願いします。

8 閉会

●事務局（司会：岡田）

これもちまして、令和4年度 第3回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和5年1月16日

会 長 河野 ともえ

委 員 宮田 壮一

委 員 後藤 規之